

令和7年11月10日

内閣府特命担当大臣 城内 実 様
(経済財政政策、日本成長戦略担当、賃上げ環境整備担当)

埼玉県知事 大野 元裕

持続的な賃上げの実現に向けた価格転嫁の円滑化の推進等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

中小企業等の持続的な賃上げを実現するためには、生産性の向上とともに、エネルギーコスト、原材料、労務費等上昇分について、労務費を含めた価格転嫁を進め、企業の稼げる力を高めていく必要があります。

埼玉県では、令和4年9月に国や経済団体等の12者と全国初となる「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し、ワンチーム埼玉で円滑な価格転嫁に向けた取組を国や他の自治体に先駆けて進めています。

一方で、企業のサプライチェーンは県を超えて広がっていることから、価格転嫁の円滑化に向けた取組は、全国規模で実施する必要があります。

つきましては、中小企業等の円滑な価格転嫁による持続的な賃上げの実現に向け、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 持続的な賃上げの実現に向けた価格転嫁の円滑化の推進について

(1) 現状・課題等

エネルギーコストや原材料価格の高騰が長期化し、企業の収益を圧迫している現状を踏まえ、中小企業の持続的な賃上げ実現に向けてコストの高

騰分について円滑な価格転嫁が何よりも必要である。

また、足下ではトランプ関税の影響により、一部自動車メーカーでサプライヤーへの値下げ交渉を再開するとの報道もなされる中、これまで進んできた価格転嫁の動きを逆行させないよう、今こそ価格転嫁の円滑化に向けた取組を加速させていく必要がある。

埼玉県では、パートナーシップ構築宣言の登録や実効性確保について、企業に直接、働き掛けるとともに、宣言企業への優遇措置を設けてきた。

また、価格交渉のエビデンス資料を容易に作成できる「価格交渉支援ツール」等の提供や、専門家による価格交渉のノウハウ獲得に向けたプッシュ型の伴走型支援で企業の価格交渉を後押ししている。

さらに、金融機関と連携した「価格転嫁サポーター制度」を創設し、5,500名以上の金融機関の職員から企業に直接、支援情報を周知いただく取組を進めている。

本県の価格転嫁の地域連携は、「埼玉モデル」として本県を含め41都道府県にまで拡大している。

こうした取組により、本県の宣言企業数は急速に拡大するとともに、埼玉県四半期経営動向調査（令和7年7～9月期）では、6割以上価格転嫁ができた企業の割合が57%となり、令和4年12月から10ポイント以上増加するとともに、価格転嫁が進んだ企業は賃上げ実施率が高い傾向にあることも確認できた。

他方で、労務費の割合が高いとされる非製造業は、製造業に比べ価格転嫁や賃上げが遅れており、労務費の価格転嫁の実効性を高めることが課題となっている。

また、企業のサプライチェーンは、単一の地方公共団体内で閉じていないことから、価格転嫁の実効性を高めるためには、社会全体での機運醸成に向けてより広域的な展開が求められる。

(2) 要望項目

課題となっている労務費の価格転嫁について、国は、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定・公表しているが、地方自治体や業界団体との更なる連携の上、実効性のある取組を

進めること。

また、企業のサプライチェーンは全国に広がっていることから、価格転嫁の先進的な取組であり、41 都道府県にまで拡大している「埼玉モデル」の更なる横展開を図ることなどにより、全国での価格転嫁の円滑化に向けた取組をより一層進めること。

さらに、国は問題となる事案を調査し、立入調査や勧告を行うなど、下請取引の監督を強化しているが、令和 8 年 1 月 1 日に施行が予定されている受託中小企業振興法では、国と地方の更なる連携強化が規定されており、現場に近い地方自治体と連携した実態把握なども強化すること。

2 物価高騰等に応じた公定価格の引上げについて

(1) 現状・課題等

本年 6 月 13 日に閣議決定された『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版』では、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げの方針が示された。

本県はこれまでも、国に対して公定価格の早急な見直しを要望してきたところであるが、医療機関や福祉施設等は、収入の大部分を占める診療報酬や介護報酬等が公定価格であるため、物価上昇等を価格転嫁することができず、非常に厳しい経営環境にある。

令和 6 年度には、診療報酬等のプラス改定が行われたが、運営コストはこれを上回って上昇しているため、依然として経営が厳しく、賃上げに必要な原資を十分に確保することが難しい状況にある。

また、同年度の介護報酬改定では、介護職員等の処遇改善分として、基本報酬が全体で 1.59%引き上げられたが、他産業の人件費との差は縮まっておらず、採用時の人材紹介手数料等も高騰し人材確保が困難な状況が続いている。

このような状況が続いた場合、現場の処遇改善が進まず、人材が他業種へと流出することで、深刻な人材不足となり、地域における安定した医療・福祉サービス等の提供が困難となるおそれがある。

(2) 要望項目

物価高騰などの影響を適切に反映した公定価格の引き上げを行い、医療や福祉等の現場で働く方々の賃金の上昇に確実につながるよう、緊急措置としての加算を講じることも含め、国が主導して早急に対策を講じること。